

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

健康増進法の規制対象外の自動車、「喫煙目的」飲食店に対する条例による対策案、
賃貸住宅の禁煙に関する契約書の規定例について

研究分担者 岡本 光樹 岡本総合法律事務所 所長、元東京都議会議員

研究要旨

筆者の過去の研究報告書では、健康増進法の問題点や課題を総合的に検討し 10 項目について指摘を行ってきた。本研究報告書では、これに加えて 11 番目の問題点として、健康増進法の規制が及ぶ「自動車」の対象範囲について検討した。

現行の健康増進法は、「道路運送法の「旅客自動車運送事業者」（「有償で」旅客を運送することを定義規定に含む。）を、自動車の喫煙禁止か否かの区別の基準に借用しているが、これは必ずしも法の趣旨に適合的とはいえない。事業用の自動車（貨物運送用自動車、社用車、無料送迎車など）は速やかに、原則として喫煙禁止とすべきである。また、20 歳未満の者が同乗する自家用車についても喫煙禁止とすることを検討・議論すべきであり、罰則の導入に至らない場合には、少なくとも「指導」や「助言」（法 31 条参照）の対象とすべきである。

筆者の過去の研究報告書では、飲食店の「喫煙目的施設」の要件が非常に曖昧で問題があるから、健康増進法施行令を改正すべきことを提言してきた。本研究報告書では、喫煙目的施設に対する法的な対策を、地方自治体が条例によって行えるかについて検討した。

「喫煙目的施設」についても、条例で要件を加重することは可能と考えられる。その要件として、例えば、①タバコの対面販売（出張販売を含む）に関するたばこ事業法の財務大臣の許可を事前に管轄保健所に届け出る、②（主食に限らず）「食事提供目的」を有していれば、喫煙目的施設になれないとする、③主食の提供は一切認められないとする、といった対策が考えられる。

筆者の過去の研究報告書では、近隣住宅間の受動喫煙問題の解決に向けて、国土交通省「マンション標準管理規約コメント」による周知・啓発を提言した。これは、区分所有（分譲）マンションに関するものであった。

本研究報告書では、「規約」の先進例について補足を加えるとともに、賃貸マンション・賃貸アパート等に関して、国土交通省「賃貸住宅標準契約書」を踏まえた提言を行う。別紙に、建物賃貸借契約における「禁煙の特約条項の規定例」を示す。禁煙の特約条項の存在や規定例を広く知らせるべきである。

本研究は改正健康増進法の施行後五年経過後の「検討」に資するものとする。

A. 研究目的

2018年7月18日に国会で「健康増進法」の改正¹が可決・成立し、同月25日に公布され、2020年4月1日に全面施行された。

もっとも、依然として、受動喫煙防止・受動喫煙対策が不十分な点も残っている。

健康増進法の平成三〇年七月二五日法律第七八号の附則（以下、単に「附則」という。）第8条には、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定する。本研究報告書は、今後その「検討」にも資するものとする。

第1 法律の問題点（11番目） 旅客以外の人を乗せる自動車

筆者は、厚生労働科学研究費補助金 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」班の令和3(2021)年度研究報告書² 141頁「たばこ政策導入における法的課題と推進方策の検討 ― 改正健康増進法施行後も残された受動喫煙対策の課題 ―」³（以下「筆者2021年度報告書」という。）及び本研究班の令和4(2022)年度研究報告書⁴ 70頁「改正健康増進法施行後も残された受動喫煙対策の課題（続）」⁵（以下「筆者2022年度報告書」という。）において、改正健康増進法の問題点や課題を総合的に検討し10項目について指摘を行った。

¹ 厚生労働省 受動喫煙対策
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

² 令和3(2021)年度研究報告書
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/156577>

³ 筆者2021年度報告書
https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202109005A-buntan10_0.pdf

⁴ 令和4(2022)年度研究報告書
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/162549>

本研究報告書では、これに加えて11番目の問題点として、健康増進法の規制が及ぶ自動車の対象範囲について検討し報告する。

なお、11個の問題・課題の内、特に重要な6項目を本年度研究報告書の政策分析シートに抽出した。

第2 飲食店の喫煙目的施設について

筆者2021年度報告書中の「C. 研究結果および考察」「1. 飲食店（3）喫煙目的店」において、喫煙目的施設の要件は非常に曖昧で問題があるから、健康増進法施行令を改正して、より明確化を図るべきであることを提言した。これに続き、本研究班の令和5(2023)年度研究報告書⁶ 53頁「喫煙目的施設及び近隣住宅受動喫煙問題に関する政策提言」⁷（以下「筆者2023年度報告書」という。）で、「喫煙目的施設」の要件に関して、同施行令の改正すべき点を提案した。

この度、本研究報告書では、喫煙目的施設に対する法的な対策を、東京都などの地方自治体が条例によって行うことができるか否かについて検討し、具体的にどのような条例案が考えられるについて検討し報告する。

第3 住宅の受動喫煙問題について

筆者は、上記「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」班の令和2(2020)年度研究報告書 113頁「たばこ政策導入における法的課題と推進方策の検討 9-1. 近隣住宅間の受動喫煙問題と解決へ向けた政策提言」

⁵ 筆者2022年度報告書
https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202209032Abuntan6.pdf

⁶ 厚生労働科学研究成果データベース
令和5(2023)年度研究報告書
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/168298>

⁷ 筆者2023年度報告書
https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202308007A-buntan8_0.pdf

(以下「筆者 2020 年度報告書 (近隣住宅)」という。)において、国土交通省が「マンション標準管理規約コメント」に居室内、敷地内又はベランダ等における喫煙を禁止する場合の記述を設け、周知・啓発を図るべきである旨提言した。

これに続き、筆者 2023 年度報告書で、国土交通省に提出・提言した「マンション標準管理規約コメント」への具体的な追記文面案などを報告した。この度、本研究報告書では、この「規約」に関して補足を加えるとともに、賃貸マンション・賃貸アパート等に関して、提言を行う。

B. 研究方法

インターネットを利用して、各種制度及び各条例に関する情報収集を行った。(全ての URL の最終アクセス日：2025 年 5 月 7 日)

(倫理面への配慮)

本研究は、既に公開されている情報の分析、検討及び考察に基づくものであり、倫理上の問題は発生しない。

C. 研究結果及びD. 考察

第1 法律の問題点 (11 番目) 旅客以外の人を乗せる自動車

⁸ 無償運送には、以下のようなものが存在することである。

- ・行政やボランティア等による無償運送
- ・旅館・商業施設の無料送迎
- ・イベントや観光地での無料シャトルバス
- ・企業による自社従業員の輸送

ただし、特定の企業や主催者等が需要者として有償で外注する場合は、「特定旅客自動車運送事業」として「旅客自動車運送事業」(＝喫煙禁止)の対象になる。

⁹ 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」第 8 条は「自動車内における喫煙制限」として、次のように規定する。「第八条 喫煙をしようとする者は、子どもが同乗している自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。)内において、喫煙をしないよう努めなければならない。」

健康増進法は、その規制が及ぶ自動車の対象範囲を「旅客運送事業自動車」に限定している(法 28 条 9 号、法 29 条 1 項 4 号)。すなわち、喫煙が禁止される「旅客運送事業自動車」とは、「道路運送法による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。」と定義される。そして、道路運送法において「旅客自動車運送事業者」とは、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」を経営する者に限定される(同法 2 条 3 項、43 条 3 項 1 号)。

その結果、タクシーやハイヤーについては、改正健康増進法により喫煙禁止となったが、貨物運送用自動車、社用車、一定の無償運送⁸用の車、自家用自動車などは、喫煙禁止にはなっていない。罰則規定のない「配慮義務」(法 27 条)が及ぶにとどまる。

実際、宅配業者や引越し業者のトラック内や社用車等において、従業者が同乗者からの受動喫煙を受けていると聞けるところである。また、家庭用自動車において、いまだに子どもが受動喫煙を受けているということも考えられる⁹。

自動車内において喫煙した場合に、非常に高濃度の受動喫煙の曝露を受けることは明らかで¹⁰、法律改正等の対策が必要である。

<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/kensu/i/kitsuen/kodomojourei.html>

兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」第 19 条 2 項は次のように規定する。「何人も、20 歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/documents/020401.pdf>

もっとも、東京都・兵庫県いずれも罰則規定はない。

¹⁰ 大和浩ほか「業務車両や自家用車内で喫煙した場合の同乗者の受動喫煙」産業衛生学雑誌 2022 https://www.jstage.jst.go.jp/article/sangyoeisei/64/3/64_2021-015-E/html-char/ja

現行の健康増進法は、「道路運送法の「旅客自動車運送事業者」（「有償で」旅客を運送することを定義規定に含む。）を、自動車の喫煙禁止か否かの区別の基準に借用していることになるが、これは、必ずしも法の趣旨に適合的とはいえない。

法は、総則に「望まない受動喫煙が生じないよう」と掲げている（法 25～27 条）。

また、法は「施設」に関しては「多数の者が利用する」か否かを区別の基準にしており（法 26 条、28 条 5～7 号）、厚生労働省の Q & A¹¹1-1 によれば、「2 人以上の者が同時に、又は、入れ替わり利用する」とされている。

これらを踏まえれば、自動車に関しても、「多数（2 人以上）の者が利用する」か否か、及び、「望まない受動喫煙が生じる」か否かを基本として、法律要件の改正を行うべきである。

他方で、法は、「適用除外」として「人の居住の用に供する場所」を挙げており（法 40 条 1 項 1 号）、厚労省の Q & A²2-2 によれば「プライベートな居住場所については、法が強制力を持って踏み込むことがないため、家庭の場所等を・・・法の規制の適用除外の場所としている」とのことである。自家用車内については、これと類似のプライベートな空間との考え方から適用除外とすることも考

えられる一方、主に公道を走行する自動車内は「居住」場所のようなプライベート空間とは異なると考えることも可能であろう。海外において、子ども・未成年者が同乗する自動車内において罰則をもって喫煙を禁止している国が数多く存在していることは、過去の報告書¹²にも報告したとおりである。

結論として、プライベートな居住場所とはいえない事業用の自動車（貨物運送用自動車、社用車、無料送迎車など）は速やかに、原則として喫煙禁止とすべきである。

また、20 歳未満の者が同乗する自家用車についても喫煙禁止とすることを検討・議論すべきである。自家用車について罰則の導入に至らない場合には、少なくとも「指導」や「助言」の対象とする改正¹³をすべきである。

第 2 飲食店の喫煙目的施設に対する条例による対策の検討

（1）問題の所在

筆者 2021 年度報告（注 2）書 145 頁にも指摘したが、法律の経過措置として喫煙可能とされた「既存特定飲食提供施設」に対して、東京都（ほかに千葉市、埼玉県、大阪府など）のように、条例による

法 36 条の 3（行政指導の求め）や積極的な行政介入の観点から、明示的な法律改正がなされることが望ましい。

なお、筆者 2021 年度報告書 150 頁「3、喫煙室への 20 歳未満の立入り禁止」及び筆者 2022 年度報告書 75 頁「問題点⑦」に指摘したとおり、健康増進法は、「管理権原者等は、二十歳未満の者を・・・立ち入らせてはならない。」としているが

（法 33 条 5 項、35 条 7 項、附則 2 条、附則 3 条）、「都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができ」（法 31 条）、「違反があった際には、・・・指導によって改善を図る。」とするだけで、罰則がない。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338603.pdf> この点は、管理権原者等への罰則の導入を検討すべきである。

¹¹ 「改正健康増進法の施行に関する Q & A」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000525322.pdf>

¹² 筆者 2018 年度研究分担報告書 80 頁

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/27090>
https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2018/182031/201809001A_upload/201809001A0011.pdf

Wikipedia「Smoking bans in private vehicles」
https://en.wikipedia.org/wiki/Smoking_bans_in_private_vehicles

¹³ 本文に述べた 20 歳未満の者が同乗する車内の喫煙禁止のほかに、筆者 2023 年度報告書 54～55 頁・61 頁「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例の改正提案」に示した、近隣からの受動喫煙問題についても、「行政指導」や「助言」の対象とすべきである。

行政指導は、法律上の根拠がなくとも行うことができる」と解されているが、予算措置や行政手続

罰則をもって喫煙規制を行っている自治体においては、筆者 2022 年度報告書（注 5）で指摘したように、そうした条例の規制をくぐり抜けるために、法の「喫煙目的施設」の要件をみたさないのに、これを標榜・悪用している店が見受けられる。

これに対して、筆者 2023 年度報告書（注 7）において、「喫煙目的施設」の要件に関して、健康増進施行令の改正すべき点を提案したところであるが、これとは別に、東京都などの自治体において条例で、さらに規制をかけるということも考えられる。

「喫煙目的施設」の要件の曖昧さの問題は、国の法令の問題であり、一部の地域における濫用・悪用の有無にかかわらず、全国的に統一した改正がなされるべきであり、本来は、国の法令改正を行うことが望ましいが、東京都などでは喫煙の課題として対処することも必要であり、国の法令改正を待ってられない状況もあると考えられる。

そこで、地方自治体が条例によって独自に「喫煙目的施設」の規制を行うことができるか、その可否及び留意点等について検討し、具体的にどのような条例案が考えられるについて検討した。

（２）条例による「喫煙目的施設」の規制の可否と留意点

結論として、規制可能と考えられる。

小池百合子東京都知事は、東京都受動喫煙防止条例の制定にあたって、2018 年 4 月 6 日に加藤勝信厚生労働大臣と話し合い、その際に、加藤大臣から「法案はナショナルミニマム（国の最低限の基準）。条例で上乗せしていい」と言われた旨の言質

を得たとのことであった¹⁴。「先日、加藤厚生労働大臣とお会いもいたしておりますが、その際も加藤大臣の方から、「ナショナルミニマムとして国の法律案というのを定めた」ということを仰っておられまして、また、お互い、国と、そしてまた都の条例案を上乗せということについてもご理解をいただき、「さらに連携を」というお話をしてまいったところでございます。」（2018 年 4 月 20 日 知事定例記者会見¹⁵、6 月 8 日の記者会見も同様）このように、制定当時の経緯として、加藤厚労大臣から「法案はナショナルミニマム」との発言があった上で、「既存特定飲食提供施設」への規制を強化する都条例¹⁶が制定されたわけであるが、法律は「ナショナルミニマム」という考え方からすれば、「喫煙目的施設」についても、都条例で要件を厳格化して（対象を限定して絞る）、規制を厳しくすることは可能で許容されると考えられる。

次に具体的に条文の構造を検討する。

健康増進法で「喫煙可能」が認められている「既存特定飲食提供施設¹⁷」（国の要件：資本金 5000 万円以下、かつ客席面積 100 ㎡以下）については、都条例で要件を加重し、「都指定」（＝「従業員がいない」要件を加重）以外の「既存特定飲食提供施設」では、喫煙禁止とした（都条例 2 条 6 号、8 条）。すなわち、喫煙可能な施設を「従業員がいない」施設に限定して絞りをかけた。

これと同様に、健康増進法で、喫煙が認められている「喫煙目的施設」（法 28 条 7 号、35 条）についても、条例で、新たに「都指定喫煙目的施設」（仮称。政令に加えて自治体の独自の要件を加重）

¹⁴ 2018 年 6 月 28 日 朝日新聞デジタル 整合性を問われないよう、小池知事は今年 4 月上旬、加藤勝信厚労相に面会。「法案はナショナルミニマム（国の最低限の基準）。条例で上乗せしていい」と言われ、検討が前進したという。
<https://notobacco.jp/pslaw/asahi180628.html>

¹⁵ 小池知事「知事の部屋」／記者会見（平成 30 年 4 月 20 日）

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/governor/kishakaiken/2018/4/20>

¹⁶ 東京都受動喫煙防止条例

https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004964.html

¹⁷ 健康増進法附則（平成三〇年七月二五日法律第七八号）第 2 条

以外の「喫煙目的施設」を、喫煙禁止とすることは法的に可能と考えられる。

そして、「都指定喫煙目的施設」の要件を明確化することによって、現行都条例8条を逃れるために「喫煙目的」政令要件（健康増進法施行令4条2号）を満たさない、あるいは満たすか不明であるのに「喫煙目的施設」を標榜している飲食店についても、当該違反を抑止したり是正させたりすることが容易になると考えられる。

なお、「喫煙目的」政令要件を満たさないのに「喫煙目的施設」を標榜している飲食店については法律の罰則の対象（法76条「50万円以下の過料」）となり得、他方、法令上の要件は満たすが新たな条例の要件を満たさない店については条例の罰則の対象（「5万円以下の過料」）となり得る。罰則の執行の最終段階では、いずれの違反であるかを特定する必要があるが、現実問題として、抑止効果や指導・立入検査等の段階では、法律なのか条例なのか、いずれの違反であるかを明確に特定する必要は必ずしも無いであろうと考えられる。

（3）都条例で「喫煙目的施設」の要件を加重する場合の試案

筆者2023年度報告書において、「喫煙目的施設」の要件に関して、健康増進法施行令の改正内容を提案したところである。

すなわち、現行3要件の①タバコの対面販売、②喫煙場所提供を主たる目的とし、③通常主食と認められる食事を主として提供していない、に関して、改正内容として、①タバコ対面販売の売上に関する数値的な要件の導入、②飲食を目的とする施設は該当しない旨の明記、③食物の売上の数値的な要件の導入又は、「主として」を削除して端的に主食を提供していない、とすることを提案し

た。また、要件の確認を事前審査制にすべきことを提案した。

仮に地方自治体の条例によって、自治体指定の喫煙目的施設の要件を加重する場合、本来、国が制度を設けた「喫煙目的施設」について、自治体で新たな制度設計をすることは現実的には困難を伴うと考えられる。特に、自治体で数値要件などを検討して導入することは期待が難しい。

そこで試案として、定性的な要件を中心に以下の内容を提案する。

①については、タバコの対面販売（出張販売を含む）に関するたばこ事業法の財務大臣の許可を受けたことを証する書類の写しを事前に管轄保健所に届け出た飲食店に限るとする。

②は上記改正提案と同じ。具体的には、「居酒屋又はレストランその他の食事の提供を(主)目的とする飲食店¹⁸を除く」旨を付加し明記すべきである。なお、店側から、「主として喫煙目的、従として食事提供目的が併存する」旨の反論等も想定され、目的の主従の判断は困難な場合が多いことから、

「主目的」という表現は避け、(主食に限らず)「食事提供目的」を有していれば、喫煙目的施設にはなれないように明確化を図るべきである。本来法が予定していたシガーバーやスナックと現行の実態とはかけ離れているのであり、「食事提供目的」の飲食店は、喫煙目的施設になれないことの明確化を図るべきである。

③は端的に「主食を提供するものを除く」とすべきである。上記②において、主食に限らず食事提供目的の飲食店は、喫煙目的施設になれないとした上で、主食の提供は一切認められないようにすべきである。また、ランチ営業についても、現行の運用¹⁹を変えるべく、端的に主食の提供は非該当とすべきであるである。

¹⁸ 東京都保健医療局 健康ステーション
新制度に関するよくあるお問合わせ
Q A 52,55,56 参照

「一般的な居酒屋やレストラン等「食事の提供を主目的とする飲食店」は含まれません。」

https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/kensu/tokyo/kosshian_FAQ9.html

なお、筆者2022年度報告書83頁にも抜粋

¹⁹ 厚生労働省の前掲Q & A 参照

以上のような、地方自治体の条例による喫煙目的施設の要件の加重の試案が考えられるが、このほかにも様々に検討されることが望ましい。東京都議会において、「喫煙目的室については、都において、条例改正によって法律よりも要件を加重する等も視野に入れて、対策を検討するよう要望しておきたい」との発言もなされているところである²⁰。

なお、繰り返し付言しておくが、「喫煙目的施設」については、国が制度を設けたものであるから、本来、第一次的には国の責任において、制度の統一的な改正がなされるべきである。自治体の条例による対策は、次善の策である。

第3 住宅の受動喫煙の問題解決に向けた提言

(1) 区分所有住宅において禁煙を定める規約例

筆者 2023 年度報告書では、筆者が中心となって作成し国土交通省に提出・提言した、「マンション標準管理規約コメント²¹」への具体的な追記文面案などを紹介し報告した。

これに関連するものとして、喫煙を禁止する分譲マンションの、より先進的な規約例も報道されている²²ので、その内容を踏まえて提言を追加する。筆者 2023 年度報告書において「喫煙を禁止する場合 ※禁煙マンション」として提示した規約例：

6-2-2 喫煙目的施設において、ランチ営業は認められるとしてきた。

²⁰令和7年3月12日予算特別委員会 総括質疑 <https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/record/budget/2025/2-02.html>

東京都議会第2会派（127議席中26人）の「都民ファーストの会東京都議団」の代表議員からの質問に対して、都保健医療局長から次の答弁があった。「喫煙目的施設は、シガーバーなど喫煙場所の提供を主たる目的とする健康増進法で定める施設でございますが、国が定める要件が曖昧なため、喫煙目的施設を標榜する居酒屋などに対する指導が難しい例がございます。受動喫煙対策を一層推進するには、施設の基準などの明確化が必要であり、受動喫煙防止条例の施行状況や対策の進捗状況などの評価を行っております都の会議でも

「(喫煙の禁止) 第〇条

区分所有者及び占有者は、専有部分、共用部分の如何を問わず、紙巻きタバコ、加熱式タバコその他の煙（蒸気を含む。）を発生させるタバコ製品を使用して、喫煙をしてはならない。」

<今回、追加>

「区分所有者及び占有者は、上記のほか、専有部分又は共用部分を問わず、近隣の住民に望まない受動喫煙を生じさせる可能性のある喫煙、又は臭気もしくは化学物質等により不快感をもたらすおそれのある喫煙をしてはならない。」

この規約例は、「可能性のある喫煙」「おそれのある喫煙」と規定することで、受動喫煙被害者側の証明の困難性を緩和することになり、トラブルの未然防止の観点から有益と考えられる。

(2) 建物賃貸借契約における禁煙特約の規定例

上記(1)は、区分所有（分譲）マンションに関するものであるが、以下では、賃貸マンション・賃貸アパート等に関して提言を行う。

国土交通省では、「賃貸住宅標準契約書」を公開している。この中には、「喫煙」に関する記述が3カ所存在する。いずれも「原状回復」に関するものである。つまり、「賃貸住宅標準契約書」は、室内での喫煙を許容した上で、明渡し時の原状回復の

指摘されております。

都はこれまで、国への提案要求や九都県市による要望を行ってまいりましたが、国におきまして、改正法が施行され五年が経過した時点の状況に係る検討が予定されておりますことから、改めて国に対し要望してまいります。」

この答弁に対して上記会派の代表議員から、本文に引用の要望の発言がなされた。

²¹ 国土交通省「マンション標準管理規約」のホームページ

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/management/standard.html>

のサイト中の

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/contract/001746766.pdf>

²² 2023年12月27日 産経新聞

費用負担の問題に位置付けている。

しかしながら、近年は、あらかじめ室内や建物内や敷地内での喫煙を禁止とする、賃貸マンション・賃貸アパートも増加しつつあり、そうしたニーズ²³に応じて、禁煙の特約条項の存在や規定例を広く知らせ普及啓発を図ることは意義深い。

別紙に、筆者が考える、建物賃貸借契約（借家契約）における「禁煙の特約条項の規定例」を示す。国土交通省には、前掲ホームページに、禁煙に関する特約条項の規定例についても掲載して頂きたい。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表（本研究に関連するもの）
なし

2. 学会発表

1) 岡本光樹.日本禁煙学会学術総会 in 米子「近隣住宅受動喫煙問題への対策と政策提言」.令和 6 年 11 月 16 日 鳥取県米子市.

3. その他

1) 岡本光樹.東京都医師会タバコ対策委員会.令和 5 年 2 月 1 日

2) 岡本光樹.第二東京弁護士会.環境保全委員会「住環境トラブル解決・定例研修会」.令和 7 年 2 月 13 日

H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

1. 特許取得
なし

2. 実用新案登録
なし

3. その他
なし

²³ タバコ・喫煙による室内の汚損を防止したいオーナーのニーズもあるし、他の居住者からの近

隣住宅受動喫煙を受けたくない居住者のニーズもある。

建物内禁煙【or 敷地内禁煙】の特約条項の規定例

(特約条項)

第 19 条 第 18 条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

1. 本物件の住戸内及び共用部分（階段、廊下、ベランダ等を含みこれに限らない。）【or 本物件の所在地の敷地内】はすべて、入居者及び訪問者をとわず、室内・屋外ともに全面禁煙とし、乙及び同居人は予めこのことを理解し、甲乙これに合意する。また、火気を使用しない加熱式タバコ又は電子タバコその他の蒸気又は化学物質等を空気中に排出するタバコ製品についても同様に、喫煙又は喫煙類似行為を禁止する。
2. 乙は、乙及び同居人が全員、常習喫煙者でないことをここに表明し、また本契約の期間中、誰も常習喫煙者にならないことを誓約する。
3. 乙若しくは同居人又はその訪問者（但し、乙が来訪を企図しない者についてはこの限りでない。以下同様とする。）が、第 1 項に違反して喫煙した場合には、乙は、喫煙 1 回につき 2 万円の違約金を甲に支払うものとする。
4. 乙若しくは同居人又はその訪問者が、本物件が所在する敷地内に、タバコの吸殻又は喫煙の用に供する物品等を放置又は投棄した場合には、第 1 項の規定に違反して喫煙したものとみなす。
5. 乙又は同居人が第 1 項に 3 回（ただし、異なる日ごとに 1 回と数える。）以上違反した場合又は第 2 項に反することとなった場合は、甲は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができるものとし、本契約が解除された場合にあっては、直ちに、乙及び同居人は本物件を明け渡さなければならないものとする。

甲：

印

乙：

印

別紙 建物賃貸借契約（借家契約）における「禁煙の特約条項の規定例」